

**定期考査時に暴風警報又は特別警報が発表された場合の対応について**

尾張東部全域又はその一部市町村に暴風警報又は特別警報が発表された場合、定期考査は以下のように対応する。

**1 始業時刻（8時35分）の2時間前までに解除された場合**

平常通り考査を実施する。ただし、公共交通機関が計画運休を予定した場合などについては、別途協議して連絡する。

**2 始業開始2時間前より午前11時までに解除された場合**

午後1時にST（出欠確認）

午後1時20分より、考査を実施する。

解除後早めに登校した生徒は、各教室を自習室として使用してもよい。

**3 午前11時を過ぎてのち解除されるか、または引き続き解除されない場合**

当日の考査は中止する。

実施予定の考査は、考査最終日の翌授業日に実施する。

**4 考査実施中に発表された場合**

考査は即刻中止する。生徒は速やかに下校する。

中止になった考査の実施日については、別途教務部より指示する。

※詳細は、きずなネットで生徒・保護者・教員へ連絡をする。